

監 査 報 告 書

令和3年5月26日

学校法人 都築育英学園

理事会 御中

評議員会 御中

監事 木下亮

監事 伊庭俊司

私たちは、学校法人都築育英学園監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）基本調査、基礎調査、実態調査、事業報告書、予算書、財産目録および計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び付属明細表）を含め、学園が作成している運営に関する中期計画の進捗状況を確認し、学校法人の業務及び財産の状況、並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査に当たり、理事会その他の重要な会議に出席するほか理事から報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、また各担当部門に聴取するなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、私たちは学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、基本調査票、基礎調査票、実態調査票は関係資料と符号しており、事業報告書、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正な行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。